

# 令和 7 年第 2 回小城市議会定例会提案理由

## (その 2)

(令和 7 年 6 月 27 日追加提案)

本日追加提案をいたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第 53 号 工事請負契約の変更について申し上げます。

これは、令和 5 年度 牛津川遊水地事業 集団移転先造成工事（小隈<sup>こぐま</sup>地区）について、当初契約金額の 2 億 6,895 万円を 3 億 4,780 万 5,700 円に変更するものでございます。

追加で新規土の購入や地盤改良が必要になったこと等によるものでございます。

次に、議案第 54 号 工事請負契約の変更について申し上げます。

これは、令和 5 年度 牛津川遊水地事業 集団移転先造成工事（坂井<sup>さかい</sup>地区）について、

当初契約金額の 2 億 3,166 万円を 2 億 9,694 万 600 円に変更するものでございます。

追加で新規土の購入や地盤改良が必要になったこと等によるものでございます。

議案第 53 号及び議案第 54 号の 2 議案につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 55 号及び議案第 56 号 財産の処分について申し上げます。

これは、牛津川遊水地事業 集団移転先造成工事（小隈地区及び坂井地区）の完了に伴い、造成した宅地を売払いにより処分するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告関係議案について御説明申し上げます。

報告第 12 号 専決処分の報告について申し上げます。

令和 7 年 4 月 7 日午前 8 時 55 分頃、職員が市所有の可燃物収集車を後退させる際、相手方敷地のブロック塀に接触し、ブロック塀の一部を損傷させたものについて、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 7 年 6 月 5 日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上、本定例会に追加提案をいたしております議案などにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。